

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	滋賀県立文化産業交流会館	
所管課	文化スポーツ部文化芸術振興課	文化スポーツ部文化芸術振興課	
現行指定管理者	(公財)びわ湖芸術文化財団	(公財)びわ湖芸術文化財団	
設置年月	平成10年4月	昭和63年4月	
所在地	大津市打出浜	米原市下多良	
設置目的	県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに舞台芸術の振興および普及を図り、県民の文化の向上に資する。	県の文化の向上と産業の振興を図る。	
施設概要	<p>(建築概要) 敷地面積 20,000㎡ 延床面積 29,264㎡ 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、 地上4階地下2階</p> <p>(客席規模) 大ホール 1,848席 中ホール 804席 小ホール 323席</p> <p>(その他施設) リハーサル室、練習室3室、研修室等</p> <p><駐車場概要> 敷地面積 9,485㎡ 延床面積 24,666㎡ 鉄骨造、地上5階 駐車台数 普通車 849台 バス 3台程度</p>	<p>(建築概要) 敷地面積 21,741㎡ 延床面積 10,561㎡ 鉄筋コンクリート造および鉄骨鉄筋コンクリート造5階建</p> <p>(客席規模) イベントホール 約2,000席 小劇場 203席</p> <p>(その他施設) 練習室2室、会議室5室、文化教室、 ビジネスオフィス10区画、海外旅券窓口等</p>	
管理経費(令2予算額)	951,279千円	336,104千円	
財源内訳	使用料	4,568千円	2,462千円
	その他特財		29,894千円
	一般財源	946,711千円	303,748千円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度から指定管理者制度を導入 募集方法：非公募(H28.4.1~H29.3.31の1年間は、(公財)びわ湖ホールおよび(公財)滋賀県文化振興事業団の共同申請) 期間：第4期4年間(H29.4.1~R3.3.31) 第3期1年間(H28.4.1~H29.3.31) 第2期5年間(H23.4.1~H28.3.31) 第1期5年間(H18.4.1~H23.3.31)	平成18年度から指定管理者制度導入 募集方法：非公募(H28.4.1~H29.3.31の1年間は、(公財)びわ湖ホールおよび(公財)滋賀県文化振興事業団の共同申請) 期間：第5期4年間(H29.4.1~R3.3.31) 第4期1年間(H28.4.1~H29.3.31) 第3期2年間(H26.4.1~H28.3.31) 第2期3年間(H23.4.1~H26.3.31) 第1期5年間(H18.4.1~H23.3.31)
	方針	<p><u>公募</u> 事業者の事業計画・運営方針を比較検討し、最も適正な指定管理者を選定するため、公募により実施する。</p> <p><u>2施設一括</u> 平成28年度より、びわ湖ホールと文化産業交流会館を2施設一括して同一管理者が管理を行い、南北の県の文化芸術振興拠点施設として、文化芸術施策を進めてきた。 今後も、各施設が有する、企画・広報・舞台技術といった機能毎の有機的な連携により、拠点機能を強化し、県の文化施策に基づく全県的な事業展開を継続して推進していくため、2施設を一括管理で募集する。</p> <p><u>指定管理期間</u> 事業の企画、人材育成や各種ネットワークの形成など、文化事業における継続性を重視し、5年間とする。</p>	
	募集方法	公募	
	指定単位	2施設一括	
	指定期間	5年間 (令和3年4月~令和8年3月)	
備考	ネーミングライツ募集施設	ネーミングライツ募集施設	

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	安土城考古博物館	
所管課	文化財保護課	
現行指定管理者	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	
設置年月	平成4年11月	
所在地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦6678	
設置目的	郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため、特別史跡安土城跡をはじめ史跡観音寺城跡、史跡瓢箪山古墳、史跡大中の湖南遺跡で構成されている「近江風土記の丘」の中心的な施設として設置	
施設概要	敷地面積：67,836.50㎡ 建築面積：4,424.98㎡ 延床面積：5,846.22㎡ 構造：RC造一部SRC、S造 主な施設(部屋) ・第1常設展示室、第2常設展示室、企画展示室 ・特別収蔵庫、企画展収蔵庫 ・セミナールーム等	
管理経費(令2見込額)	160,911,100円	
財源内訳	利用料金収入(令2見込額)	18,659,300円
	指定管理料(令2予算額)	134,180,000円
	その他収入(令2見込額)	8,071,800円
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年度から指定管理者制度を導入 募集方法：非公募 期間：第3期5年間(H28.4.1～R3.3.31) 第2期5年間(H23.4.1～H28.3.31) 第1期5年間(H18.4.1～H23.3.31)
	方針	<u>公募</u> 施設の効用を最大限発揮し、県民へのサービスの向上を図るにあたり、従来非公募の理由としてきた公開承認施設としての機能確保を担保したうえで、最も適正な指定管理者を選定するため、公募により実施する。 <u>指定管理期間</u> 事業の企画、人材育成や各種ネットワークの形成など、文化事業における継続性を重視し、5年間とする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間
備考		

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立栗東体育館	滋賀県立スポーツ会館	
所管課	スポーツ課	スポーツ課	
現行指定管理者	(公財)滋賀県スポーツ協会	(公財)滋賀県スポーツ協会・日本管財(株)グループ	
設置年月	平成6年11月	昭和59年8月	
所在地	栗東市上鉤514	大津市御陵町4-1	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積:5,581.00㎡ 建築面積:2,919.77㎡ 延床面積:3,201.18㎡ 施設構造:鉄筋コンクリート造2階建 施設内容: アリーナ 1648.40㎡、観客席150席、 トレーニング室90㎡、会議室、駐車場(30台)	敷地面積:2,173.80㎡ 建築面積:1,324.62㎡ 延床面積:3,061.02㎡ 施設構造:鉄骨造3階建 施設内容: アリーナ 580.㎡(バスケットボール1面、バレーボール1面) トレーニング室 240㎡ 測定室A、B 228.5㎡ スポーツビジョン測定室、宿泊室48名、会議室他	
管理経費(令2見込額)	49,808,000円	71,275,000円	
財源内訳	利用料金収入(令2見込額)	15,822,000円	27,539,000円
	指定管理料(令2予算額)	33,822,000円	41,839,000円
	その他収入(令2見込額)	164,000円	1,897,000円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は2年間(H18.4.1~H20.3.31) 平成19年度に指定管理者を非公募、期間は3年間(H20.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H23.4.1~H24.3.31) 平成23年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H24.4.1~H25.3.31) 平成24年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H25.4.1~H26.3.31) 平成25年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H26.4.1~H27.3.31) 平成26年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H27.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H28.4.1~R3.3.31)	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H18.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H23.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H28.4.1~R3.3.31)
	方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるように公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるように公募する。 施設機能移設後の利活用について、地元大津市と協議をしていることから、指定管理期間は2年とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
指定期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日の5年間	令和3年4月1日~令和5年3月31日の2年間	
備考	ネーミングライツの導入	ネーミングライツの導入	

施設名	滋賀県立アイスアリーナ	滋賀県立彦根総合運動場（野球場）	
所管課	スポーツ課	スポーツ課	
現行指定管理者	SPNグループ	滋賀県スポーツ協会グループ	
設置年月	平成12年11月	昭和44年10月	
所在地	大津市瀬田大江町17-3	彦根市松原町3025	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積：25,707.00㎡ 建築面積：6,140.57㎡ 延床面積：7,752.37㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造2階建 施設内容： 屋内アイスリンク 60m×30m、国際規格 アリーナ1,800㎡ 観客席 固定席1,350席、可動席672席	敷地面積：15,659.00㎡ 建築面積：5,270.00㎡ 延床面積：10,124.21㎡ 施設内容 <野球場> 15,659㎡ 中堅122m、両翼99m、10,000人収容	
管理経費(令2見込額)	125,497,000円	58,172,000円	
財源内訳	利用料金収入(令2見込額)	108,102,000円	4,402,000円
	指定管理料(令2予算額)	16,734,000円	53,707,000円
	その他収入(令2見込額)	661,000円	63,000円
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H18.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H23.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H28.4.1~R3.3.31)	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は3年間(H18.4.1~H21.3.31) 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H21.4.1~H26.3.31) 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H26.4.1~H31.3.31) 平成30年度に指定管理者を公募、期間は2年間(H31.4.1~R3.3.31)
	方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 円滑な国体運営に向けて、令和5年度に完成予定の陸上競技場との一括管理を行う観点から、指定管理期間は2年間とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
	指定期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日の5年間	令和3年4月1日~令和5年3月31日の2年間
備考	ネーミングライツの導入	ネーミングライツの導入	

施設名	滋賀県立琵琶湖漕艇場	滋賀県立ライフル射撃場	
所管課	スポーツ課	スポーツ課	
現行指定管理者	(公財) 滋賀県スポーツ協会	NPO法人滋賀県ライフル射撃協会	
設置年月	昭和46年4月	昭和55年5月	
所在地	大津市玉野浦6-1	大津市大石東町鉾峠	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積: 1,803.00㎡ 建築面積: 902.09㎡ 延床面積: 1,258.90㎡ 占有面積: 263,427.85㎡ 施設構造: (管理棟) 鉄骨造2階建 (審判塔) 鉄骨造3階建 施設内容: ボートコース B級公認 1,000m 6コース、 カヌーコース 9コース 管理棟 会議室兼宿泊室(20名収容)、 トレーニング室、更衣室、浴室、 艇庫(71艇保有) 審判塔 審判室	敷地面積: 15,060.00㎡ 建築面積: 637.76㎡ 延床面積: 806.27㎡ 施設構造: 鉄骨造2階建 施設内容: エアライフル射撃場 16射座 ビームライフル射撃場 7射座 スモールポアライフル射撃場 26射座	
管理経費(令2見込額)	38,755,000円	473,880円	
財源内訳	利用料金収入(令2見込額)	7,671,000円	360,000円
	指定管理料(令2予算額)	31,084,000円	0円
	その他収入(令2見込額)	0円	113,880円
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H18.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H23.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は3年間(H28.4.1~H31.3.31) 平成30年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H31.4.1~R2.3.31) 令和元年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(R2.4.1~R3.3.31)	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H18.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H23.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H28.4.1~R3.3.31)
	方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
	指定期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日の5年間	令和3年4月1日~令和8年3月31日の5年間
備考	ネーミングライツの導入		

施設名	滋賀県立伊吹運動場	滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	
所管課	スポーツ課	スポーツ課	
現行指定管理者	(公財)伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	SSグループ	
設置年月	昭和54年4月	平成8年11月	
所在地	米原市春照105	大津市柳が崎1-2	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積: 10,130.00㎡ 建築面積: 459.45㎡ 延床面積: 664.27㎡ 施設構造: 鉄筋コンクリート造1階建 他 施設内容: 人工芝グラウンド 6,970㎡ 11人制1面(6人制3面) 管理棟(本館室、多目的室、器具庫、更衣室、シャワー室) 観客席(約500人)	敷地面積: 7,737.73㎡ 建築面積: 2,220.91㎡ 延床面積: 5,939.26㎡ 施設構造: 鉄筋コンクリート造3階建 施設内容: 艇庫 1階8室 163艇収容可能 2階8室 119艇収容可能 駐車場 95台収容可能	
管理経費(令2見込額)	3,293,000円	17,793,000円	
財源内訳	利用料金収入(令2見込額)	1,144,000円	17,705,000円
	指定管理料(令2予算額)	2,146,000円	0円
	その他収入(令2見込額)	3,000円	88,000円
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は2年間(H18.4.1~H20.3.31) 平成19年度に指定管理者を非公募、期間は3年間(H20.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H23.4.1~H24.3.31) 平成23年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H24.4.1~H25.3.31) 平成24年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H25.4.1~H26.3.31) 平成25年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H26.4.1~H27.3.31) 平成26年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(H27.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H28.4.1~R3.3.31)	平成17年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H18.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H23.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H28.4.1~R3.3.31)
	方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
	指定期間	令和3年4月1日~令和8年3月31日の5年間	令和3年4月1日~令和8年3月31日の5年間
備考		ネーミングライツの導入	